

令和2年6月15日

まちづくり委員会資料

請願・陳情の審査

陳情第41号

駐輪場に関する条例、規則を障害者に対し
合理的配慮する改正に関する陳情

建設緑政局

陳情第41号 駐輪場に関する条例、規則を障害者に対し合理的配慮する改正に関する陳情

1 市営駐輪場の概要

(1) 設置箇所

令和2年3月末時点で、市内の市営駐輪場は149箇所（自転車41,601台）の整備

区別	箇所数	収容台数 (自転車)	区別	箇所数	収容台数 (自転車)
川崎区	31	7,439	宮前区	14	2,073
幸区	14	5,122	多摩区	35	7,727
中原区	23	10,831	麻生区	14	1,982
高津区	18	6,427	合計	149	41,601

(2) 管理運営

民間事業者のノウハウを活かした管理運営の効率化及びコスト削減を図るため、指定管理者により、市営駐輪場の管理運営を行っている。（指定管理期間：平成29年度～令和3年度）

ブロック	指定管理者
南部ブロック(川崎区・幸区)	川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体
中部ブロック(中原区・高津区)	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
北部ブロック(宮前区・多摩区・麻生区)	

2 駐輪場の利用料金等

(1) 利用料金

『川崎市自転車等の放置防止に関する条例』【条文（抜粋）】
(利用料金等)

第22条

3 利用料金の額は、次の表に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

利用の種別		対象自転車等の種類	金額(上限)
一時利用	1日1回	自転車	200円
定期利用	1箇月		3,400円
	3箇月		9,600円
時間利用	1回	2時間以内は無料とし、2時間を超える場合にあっては、利用を開始してから24時間までごとに500円	

(2) 利用料金の精算方法

利用料金の精算には、券売機や精算機など機械による精算と、直接管理員に支払う方法がある。指定管理者は、効率的な運営のため機械式駐輪機の導入を進めている。



券売機で、一時利用券を購入し、自転車に巻き付けて駐輪する



自転車ラックに前輪をセットし、出場時に精算機でラック番号を入力し、精算するとラックが解錠



入口で駐車券を受取り、出口で精算機に駐車券を入れ、精算するとゲートが開く



入口で管理員に料金を支払い、利用券を受取り自転車に巻き付けて駐輪する

※管理員が不在の場合は後精算

3 思いやりゾーン

(1) 設置の考え方

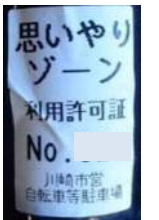
本市としては、指定管理者による管理運営にあたって、利用者への配慮方を求めている。その自主的な取組である思いやりゾーンについては、体の不自由な方、妊産婦の方、手助けを必要とされている方などが優先的にご利用いただける平置き駐輪スペースを確保するもので、原則、管理員がいる34施設に設置している。



(2) 利用手続き

- ・南部ブロック
: 利用ごとの申し出により判断
- ・中部、北部ブロック
: 利用ごとの申し出により判断
継続的な利用の意向がある方に対しては、申請書の提出をもって利用シールを発行

※中部・北部
利用シール



4 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮

(通称) 障害者差別解消法で求められるもの【内閣府パンフレットより】

① 「不当な差別的取扱い」の禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害者のある人に対して、正当な理由なく、障害者を理由として差別することを禁止しています。

② 「合理的配慮」の提供

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応が求められるものです。

具体例: 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。

合理的配慮
具体例



※(通称) 障害者差別解消法【抜粋】

(目的)

第一条 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

陳情第41号 駐輪場に関する条例、規則を障害者に対し合理的配慮する改正に関する陳情

5 利用料金免除

(1) 利用料金の免除規定

『川崎市自転車等の放置防止に関する条例』【条文（抜粋）】

(利用料金の免除)

第23条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を免除することができる。

『川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則』【条文（抜粋）】

(利用料金の免除)

第19条 条例第23条の規定により指定管理者が利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法の規定により保護を受けている者
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者
- 2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を免除することができる。

(利用料金の免除申請)

第19条の2 条例第23条の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない。

(2) 一般利用と身体障害者免除利用の比較（指定管理者の定めによる利用方法）

利用の種別		一般利用	身体障害者免除利用
一時利用 (1日1回)		○券売機や精算機などにより、利用1回ごとに精算を行う	○免除規定に該当するか確認が必要のため、利用1回ごとに 管理員が身体障害者手帳で確認
定期利用 (1箇月・3箇月)	新規申請	○時期:随時 ○場所:管理事務所 ○必要書類: ①定期利用申請書	○時期:随時 ○場所:管理事務所 ○必要書類: ①定期利用申請書 ② 免除申請書 ③ 身体障害者手帳で確認
	更新	○時期:前月20日～月末 ○場所:管理事務所 定期更新機 ○必要書類: ①なし	○時期:前月20日～月末 ○場所:管理事務所 ○必要書類: ① 免除申請書 ② 身体障害者手帳で確認 (年1回)

※赤字部分につきましては、一般利用者と免除利用者の相違点

6 陳情に対する本市の考え方

(1) 共通マークによる利用料金の免除

- ・身体障害者の利用料金免除については、定期の新規申請時及び一時利用の支払い時において、身体障害者手帳による本人確認を行うことで免除を行っている。
- ・共通マークだけでは本人確認ができないことから、引き続き、身体障害者手帳での確認を行っていく。

(2) 免除利用の定期の取扱い

- ・定期の更新期間については、定期利用待ちの方も多いため、駐輪スペースを効率的に活用し、多くの方にご利用いただけるよう、定期継続の有無など利用者の意向をこまめに確認していくため、条例で1カ月、3カ月と期間を定めている。
- ・身体障害者の免除利用の定期更新についても、料金設定の公正性等を勘案し、一般利用の方と同様に、条例で定める期間としている。
- ・免除利用にあたっての本人確認については、定期の新規申請時には、身体障害者手帳で確認を行い、その後は定期番号による確認が可能となることから、年1回の手帳の提示としている。
- ・自動更新機については、通常の定期更新は対応可能であるが、定期の免除利用にあたっては、本人確認などを要することから、自動更新機での取扱いは難しいため、個別に窓口での対応を行っている。

(3) 思いやりゾーンの設置及びシールの共通利用

- ・思いやりゾーンは、原則として管理員がいる施設に設置している。引き続き、各駐輪場の利用状況等を勘案しながら設置の拡充に努めていく。
- ・利用にあたっては、利用者からの申し出を受け、管理員がその状況を確認、判断した上で、思いやりゾーンへ誘導しており、引き続き、利用状況等を確認しながら、運用を行っていく。
- ・その上で、継続利用の方については、現状、指定管理者ごとで利用シールの発行が異なることから、今後の運用として、シールの共通化も含めた効果的な手続き方法とともに、より使いやすい思いやりゾーンの利用に向け、指定管理者と協議を進めていく。